

2023年6月税務ニュース

1. VAT 減税について（2023年6月30日付、政令第44/2023/ND-CP号に基づく）

ベトナム国会が発行した、2023年6月24日付けの決議第101/2023/QH15号を基に、ベトナム政府は、2023年6月30日付の政令第44/2023/ND-CP号を発行した。2022年に適用された政令第15/2022/ND-CP号との比較にて、2023年に適用される政令第44/2023/ND-CP号のVAT減税に関する概要は以下の通りである。

- 2023年のVAT減税の概要は2023年と同じである。しかし、Appendix I と Appendix III の物品リストにおいて、税関法などに基づき、輸入品のHSコード検索をすることを目的として、コラム10に記載されたHSコードが訂正されている。
- 政令第15/2022/ND-CP号との比較において、VAT減税率に変更はない。現在、10%税率が適用される物品及びサービスは、一部を除いて、8%税率に変更される。
- VAT減税は、2023年7月31日から12月31日の期間に適用される。
- VAT減税期間における、VATインボイス発行と調整に関する法令
政令第15/2022/ND-CP号によると、売主と買主は誤りについて明確に記載された合意書作成が要求される。同時に、売主は誤りを訂正したインボイスを発行し、買主に送付する。政令第44/2023/ND-CP号に基づき、売主と買主は法令に基づいて発行されたインボイス、書類を処理する。政令第123/2020/ND-CP号第19条2項bを確認すると、売主と買主は、調整済みインボイスを発行する、代替インボイスを発行するという二つの方法のどちらかを選択する。

2. 債務免除された借入金における、法人所得税（CIT）の取り扱いについて

（ハイフォン市税務局・2023年4月25日・オフィシャルレター第2091/CTHPH-TTHT号）

国外貸主からローンを受けている企業につき、2023年に債務免除を受けた場合、当該企業はその他所得を計上する必要があり、また当該債務免除により発生した所得については、法人所得税（CIT）優遇税制は適用できない。

3. 法人所得税（CIT）における、適時に発行されていないインボイスの取り扱いについて

（ビンズオン省税務局・2023年5月29日・オフィシャルレター第9342/CTBDU-TTHT号）

- 企業が物品を購入し、2020年10月19日付の政令第123/2020/ND-CP号に基づき、売主が適時にインボイス発行をしなかった場合、企業は、インボイスまたはレシートを基に、生産活動や事業活動で費消された物品の費用を損金算入することができる。（購入された物品価格がVND20,000,000を超える場合、非現金決済の必要あり）

- 税務当局の審査の基、上記の条件が満たされていないと判断された場合、当該インボイスに係る費用は、法人所得税（CIT）計算上、損金不算入となる。

- 4. EPE から Non EPE に形態を変更した場合に適用される VAT について
（ビンズオン省税務局・2023 年 6 月 16 日・オフィシャルレター第 9734/CTBDU-TTHT 号）
EPE から Non EPE への形態変更の際、企業は税関局の要求により、輸入された物品、材料、資産について、VAT を支払う。（VAT 支払は VAT 支払レシートに基づく）もし形態変更後も、輸入された資産、材料、物品が製造のために費消される場合、企業は上記に記載された資産、材料、物品の残存価値を仕入 VAT 控除額として計上することができる。

- 5. 通関申告なしに国内企業から購入した物品費用について
（税務総局・2023 年 4 月 21 日・オフィシャルレター第 1454/TCT-CS 号）
EPE 企業が国内企業から通関申告なしで物品を購入し、当該国内企業が税率 8%または 10%で VAT インボイスを発行した場合
 - 通達第 39/2018/TT-BTC 号第 1 条 50 項に記載された通関申告が求められる物品及びサービスの場合、法令で定められた書類やインボイスの保管条件を満たしていない場合、当該費用は損金不算入となる。
 - 通関申告が求められない場合：企業の生産活動や事業活動に関連して発生する費用で、インボイスや書類の整備条件を満たしている場合、法人所得税（CIT）計算上、損金算入となる。